

(議事概要) 国際水準 GAP ガイドライン指導マニュアル改訂のための 有識者検討会 (第2回)

- 開催日時：令和8年1月9日(金) 10:00~12:00
- 場所：農林水産省 別館 農産局第5会議室
- 出席者：(委員)・荻野 宏 一般財団法人 日本 GAP 協会 代表理事専務
 - ・武末 克久 GLOBALG.A.P. c/o AGRAYA GmbH テクニカル・キー・アカウント・マネージャー
 - ・藤井 淳生 安心農業株式会社 代表取締役社長
 - ・宮原 義博 宮原マネジメントシステム 代表
 - ・村永 順一郎 群馬県 農政部 野菜花き課 野菜・花き技術係 係長(事務局) 農林水産省 農産局 農業環境対策課 松本 課長、西野 課長補佐、牧野 行政専門員、日高 係員

- 国際水準 GAP 指導マニュアルの改訂方針及び改定案について、事務局から配布資料に基づいて説明を行った後、資料1「主な検討事項」、資料2「議題以外の「修正事項」(事務局にご一任いただく事項案)」及び第1回 GAP 指導マニュアル検討会委員会における検討事項の修正案について、議論を行った。

なお、佐久間委員については、ご欠席のため、事前にご意見いただいた内容について事務局から各委員に伝達を行った上で議論を行った。
議論の主な内容については、以下のとおり。

資料1：主な検討事項

【番号18 家族経営】

(宮原委員)

- ・家族経営について、分野が「人権保護」に分類されているが、本来的には、農場経営管理に結びついてくるものだと感じている。例えば、ガイドラインの番号3から引用するような形で、農場経営の継続的な改善に関わる要求事項のようなものとリンクさせた方がよいのではないか。
- ・家族経営に関する記載の整理については、佐久間委員から事前にご意見いただいているとおり、「まず、家族のルールを作り文書化する、その上でのステップアップとして、第三者の立ち合いの元で協定を結ぶ、という2段階の整理でよいのではないかと思う。

(荻野委員)

- ・藤井委員にお伺いするが、JGAP の審査の際に、家族経営に関する管理点のところ、家族経営のルールについて文書化しているか、というところまで確認しているか。

(藤井委員)

- ・基本的に、審査で確認する際は聞き取りで、実際に文書化しているか、というような確認はしていない。

(事務局)

- ・佐久間委員のご意見としては、家族経営協定を締結する以前の家族で話し合ったルールに

ついて、単に口約束のような形に留めたりせず、文書化して残しておくというのが大事なのではないかということだった。

(荻野委員)

- ・JGAP としてはそこまで求めていないが、国際水準 GAP ガイドラインで求めていくか、という点については、行政のご判断になるのではないかと思う。実例としては、家族経営であっても、夫が社長で妻が専務となり人材育成を担当しているといったように組織化して、先進的な経営をやっているような事例もある。

(藤井委員)

- ・GAP の審査の際には、まず、「ちゃんと家族で話し合っていますか」ということを最初に聞いている。そのため、整理の仕方については、1段階目に、「話し合い」を行うということ、その次の2段階目のステップの取組として、「文書化」というものがあるよ、「文書化」するとこんなメリットがあるよ、みたいな作り方をした方がよいのかなという気がする。そして、3段階目として、「第三者の承認を受けて家族経営協定を締結」していれば、こんなメリットがある、といった整理にすればよいのではないか。
- ・とにかく、話し合うというのが大前提で、未だに農場に行けば、息子さんがお父さんの言いなりになっているようなケースはまだ多い。それで、親子間の仲が悪くなるということもよくあることなので、それを無くしていくために、話し合いをちゃんとしてもらうことが、最初で大事なことかなと思う。

(武末委員)

- ・この家族経営の定義については、どのような定義になるのか。GLOBALG.A.P.における定義は、「生産者と直系の親族関係にある、かつ生産者と同一世帯に居住しているもの」としており、叔父、叔母や従兄妹も含まないので、定義としてかなり狭く、ほとんど家族経営に当たらないようなイメージになる。

(事務局)

- ・家族経営の定義については、統計やセンサスでの定義等も確認しながら、一度、事務局で整理させていただきたい。

(荻野委員)

- ・GAP の議論で、よく陥りがちなところだが、法律や制度の定義に入り込みすぎると議論が堂々巡りになってしまうので、GAP における家族経営の取組については、要は、家族間でしっかり話し合いをして、不当な労働環境になっていないか、きちんとした経営を行っていきましょう、ということをお求めているので、そこはブレないように着地させていく必要がある。

(事務局)

- ・事務局としても、荻野委員と同意見で、家族経営の定義について叔父はどうか、などと言い出すとキリがなくなってしまうので、これはあくまで「する GAP」を推進することが目的であることを踏まえ、まず、家族の中で話し合いをしましょう、ということに主眼を置いた方が、経営が改善されていくような未来が見えていくのではないかと思う。
- ・もちろん、定義については確認するが、そこをガチガチに定義するというよりも、経営改善に役立てるために藤井委員のご意見のとおり、3段階のステップがあるといったこ

とを紹介するような記載にしたい。

(村永委員)

- ・事務局修正案のポイントに出てくる「農業普及支援センター」というのは、一般的なものなのか。おそらく県によって名称が違うように思う。単に「普及指導機関」とすべきではないか。

(事務局)

- ・この名称についても、事務局で一度確認したい。

(宮原委員)

- ・繰り返しになるが、最初に申し上げたとおり、家族経営のルール作りについては、農場経営の継続的な改善という点でも大事ではないかと考えている。
- ・例えば、父親が農場の金銭面の管理をしているが、実際には息子さんが農場を動かしていて、設備投資とかも計画しているとなったときに、いつ息子さんに経営が移るのか、といったことが、ルール作りをすることによって明確になり、事業承継による農業経営改善の効果も図られるのではないか。

(事務局)

- ・今の宮原委員のご意見のとおり、家族経営が継続的な取組となるように、という観点についても非常に大切だと考えるため、「継続的」というフレーズも入れて整理したい。

【番号 41 温室効果ガスの削減対策】

(事務局)

- ・佐久間委員から、A.解説の中の「2. 農場における対策」については、「ほ場における対策」に修正すべきであるというご意見をいただいた。ご異論がなければ、そのとおり修正したい。

(藤井委員)

- ・この「ほ場における対策」については、過剰な施肥の回避が重要であり、その点を明示した方がよいのではないか。

(村永委員)

- ・藤井委員と同じく、過剰な施肥をしないということは記載した方がよいと思う。温室効果ガスの削減のために具体的に何をすればよいのか、というような農業者も多く、過剰な施肥が温室効果ガスの発生の原因になっているということをなかなか意識できていないように感じる。

(事務局)

- ・過剰な施肥の回避について記載を加える場所は、A.解説の冒頭に追加し、ガイドラインの番号 63 の施肥に関するも取組も参照するというような形にしたい。

(荻野委員)

- ・それに加えて、農場として過剰な施肥をやめて温室効果ガスの削減に取り組むことによって、農場のコスト削減につながるというメリットがある点も記載したほうがよいのではないかと感じる。

いか。

(事務局)

- ・農場のコスト削減等のメリットについても記載させていただく。
- ・また、メリットのところ、佐久間委員からご意見いただいている、「みえるらべる」や「Jクレジット」等のメリットについても加えるべきか。

(荻野委員)

- ・そのような行政制度におけるメリットについては、まず、大きく全体に関わる話として、みどりのクロスコンプライアンスがあると思う。国際水準GAPガイドラインを満たすGAP認証を受けていれば、提出が不要になるというところで、こちらを記載してはどうか。

(事務局)

- ・行政制度におけるメリットとして、みどりのクロスコンプライアンスについて記載したいと考えるが、この部分の取組事項だけに関わる内容ではないため、環境保全のリスク管理(番号10)のところに記載を加えたい。

【番号62 肥料等の安全性等の確認】

(事務局)

- ・佐久間委員からご提案いただいていたところになるが、肥料等の「等」については、JGAPにおける定義を基に整理するのか、それとも、現行の指導マニュアルのように、いくつか代表的な資材について、肥料等の後ろにカッコ書きで記載するのがよいのか、ご意見を伺いたい。

(藤井委員)

- ・JGAPの定義をそのまま記載することでよいのではないか。

(村永委員)

- ・特段異議はないが、記載いただく際は、該当するものを省略せず、全て網羅して記載してもらえると、指導する側としてはありがたい。

(藤井委員)

- ・JGAPでは、土の安全性の項目もあって、畑の土壌と覆土や培土、床土等について、それらをどこから持ってきたのかということも確認しているので、ガイドラインでどこまで確認を求めるのか、という判断はあると思うが、これらも肥料等の「等」に含めた方がよいのではないか。

(荻野委員)

- ・JGAPでは、土壌の安全性と投入物である肥料等の安全性は、別の管理点で整理している。

(事務局)

- ・「肥料等」の定義については、JGAPの定義に基づき記載したい。
- ・土壌の安全性については、国際水準GAPガイドラインでも、番号27で土壌のリスク管理

として、取組事項を設定しているが、覆土や培土等の土について、委員のご指摘を踏まえ、この番号 62 の中で整理する方向で検討したい。

- ・もう一点、佐久間委員から、放射性物質に関する記載について、農水省として肥料等の放射性セシウムについて暫定許容値を設定しており、この基準が今もある以上は記載を落とさず、残しておくべきではないか、とご意見があったが、この部分についてはいかがか。

(荻野委員)

- ・これも行政の判断になるかと思うが、JGAP においては、過去の経緯として、放射性物質への対応をしっかりとしているということアピールするところもあって、管理点として入れているところ。

(事務局)

- ・行政の判断というご意見があったので、事務局で検討させていただきたい。

(宮原委員)

- ・もう一点、佐久間委員から「環境等への影響だけでなく、食品安全についての記載も含めるべきではないか」というご意見があったが、この取組について、ガイドライン上の分野には「食品安全」も含まれており、修正案では、NPK 等の成分の品質的保証についての記載に留まっているため、ご意見のとおり、安全性も入れた方がよいのではないか。

(事務局)

- ・肥料の安全性については、図 1 の解説文の修正案で記載しているとおり、保証票があっても化学物質、細菌、病原性ウイルスによるリスクについて確認できないこともあるので、その場合には購入元から資材証明書を取り寄せて、自ら確認しましょうという整理にしたいと考えているところ。

(宮原委員)

- ・その場合、GAP 協会が発出している QA と矛盾が生じるのではないか。この QA では、公定規格に合格した普通肥料と、それ以外の特殊肥料や土壌改良資材が混合している肥料については保証票が確認できない場合があり、その場合、追加で資料を入手する等により肥料の安全性を確認する必要があることが書かれている。

(荻野委員)

- ・GAP 協会の当該 QA については、2020 年に肥料取締法から肥料法に改正された際に整理した。

(事務局)

- ・ちなみに、この QA は、当時、農水省の担当課などと調整は行ったのか。

(荻野委員)

- ・当時の経緯については十分承知していないが、農水省のホームページの引用も含め、制度に基づいて書いたものと認識している。

(事務局)

- ・この部分については、担当課にも確認した上で、対応を考えたい。

【78 りんごのパツリン】

(荻野委員)

- ・JGAP では海外の論文などを参考に、梨におけるパツリンについて基準に入れたのだが、国内ではほとんど事例がないので、本ガイドライン指導マニュアルで梨のパツリンについて言及しないのであれば、JGAP についても次回の改正の際に、落とそうかと考えているところ。

(宮原委員)

- ・梨のパツリンについては、発生事例も国内でほとんどなく、梨のジュース自体も少ないため、特に入れなくてもよいのではないか。

(事務局)

- ・主な検討事項の4つについて、いただいたご意見を一度まとめさせていただく。

【番号 18 の家族経営】

- ・まず、「家族経営の定義について確認が必要」というご意見があったので、事務局で一度確認する。ただし、「する GAP」を普及していくという観点もあるため、文章として、どこまで記載を行うのかについては検討したい。
- ・本文については、①話し合いを実施しているか、②文書化しているか、③第三者による家族経営協定を締結する、という3ステップで記載したい。
- ・また、家族経営の目的として、「継続的に経営を行っていく必要がある」というご意見があったので、継続的というフレーズも入れたい。

【番号 41 温室効果ガスの削減対策】

- ・A.解説の「2.農場における対策」の部分については、「農場」を「ほ場」に置き換えて修正する。
- ・「過剰施肥はやめましょう」という記載をA.解説の冒頭に追加し、併せて、ガイドラインの番号63の施肥に関するも取組も参照することとして整理。
- ・「1.農場内で使用しているエネルギーの削減」について、コスト削減というメリットがあることを記載したい。
- ・行政制度上のメリットとしては、「みえるらべる」や「Jクレジット」ではなく、一番ベーシックとなる「みどりのクロスコンプライアンス」につながるということを、第1回の検討会の際の議題にもあった環境保全のリスク管理（番号10）のところに加える形で修正する。

【番号 62 肥料等の安全性等の確認】

- ・肥料の定義については、JGAP の定義に合わせて記載を行うとともに、「土の安全性に関する記載が不足しているので客土等の土の安全性も含めてほしい」というご意見があったので、そのように整理したい。
- ・放射性物質に関する記載については、行政の判断に任せるべきというご意見もいただいたため、事務局で検討させていただく。
- ・また、保証書で安全性を確認できるかという点について、GAP 協会の QA との齟齬があったため、事務局の方で確認させていただく。

【番号78 りんごのパツリン】

- ・梨のパツリンについては、国内で事例がほとんどないことを踏まえると、少し過剰、というご意見もあったので、それを踏まえてこちらで検討させていただく。

資料2：議題以外の「修正事項」（事務方にご一任いただく事項案）

（藤井委員）

- ・青果物の「番号3の農業経営に必要な各方針の策定」のB.具体例と想定される対策の3-2の取組事例を「番号12の外部委託先との合意」に移すことについては賛成できない。その理由は、3-2の事例は、外部委託だけではなく、資材を購入する場合に不適切な取引が発生することのリスクを回避するためのものである。このため、番号3に留めておく方が適切である。

（事務局）

- ・承知した。番号の移動は行わない。ただし、「想定される対策」の記載内容が分かりづらいため、ご指摘の点を踏まえて、修正する形で対応したい。

（宮原委員）

- ・茶の「番号32の生葉の洗浄」について、洗浄は降灰地だけではなく、一般的に注意が必要な取組事項であるとして修正することだが、実際に生葉の洗浄が工程としてあるのは、降灰地の宮崎県や鹿児島県くらいであるため、修正しない方がよい。

（藤井委員）

- ・宮原委員のご意見のとおり、宮崎や鹿児島の一部の降灰地でしか洗浄するための機材を持っていないため、それ以外の地域で実施することは想定できない。

（事務局）

- ・国際水準GAPガイドラインの考え方として、全国で普遍的な取組事項を基準として設定している。また、この取組事項は、JGAPでも管理点として設定されている。このため、生葉を洗浄する場合の一般的な取組事項という考え方の下で、降灰地を事例として取り上げる形で整理したい。

（事務局）

- ・佐久間委員から、青果物の「番号5の知的財産」のところで、「果樹の樹木の枝の廃棄についても、品種の流出の原因となる恐れがあることから、記載に盛り込んだ方がよいのではないか」と意見があったが、これについてご意見を伺いたい。

（藤井委員、宮原委員）

- ・そこまでの取組をGAPで求めることは過剰ではないか。悪意のある行為に対する取組については、GAPでは基本的には想定していないのではないかと。

（事務局）

- ・もう一つ、佐久間委員からのご意見として、青果物の「番号11の出荷記録」の取組について、「農業者の義務として、農場名、商品名、原産地を取引先に提供する義務があることを

記載すべきではないか」とご意見があったが、こちらについてはいかがか。

(藤井委員)

- ・ 佐久間委員のご意見のとおり、消費者に対して販売を行うのであれば、当然対象となるので、記載してもよいのではないかと思う。

(事務局)

- ・ 承知した。具体的な内容については、省内の担当部署にも確認を行った上で記載を行いたい。

第1回 GAP 指導マニュアル検討会委員会における検討事項の修正案について

(事務局)

- ・ 第1回 GAP 指導マニュアル検討会委員会において議論いただいた項目については、現在、修正反映作業を行っているところ、番号8 食品安全に関するリスク管理に関して、「B 具体例と想定される対策」について、具体例の修正及び図6の農場ルールの設定について、宮原委員と記載内容について調整を行っているところがあるので、その部分についてご意見があればいただきたい。

(宮原委員)

- ・ 第1回の検討会の際に、リスクの高いものを徹底的に管理するという結論が出たところ、それが反映しきれていないのではないかと、という観点から、具体例については、堆肥や野生動物の進入、刃物等のリスクが高いと思われる事例に限定した記載としたところ。
- ・ 8-4の刃物の混入について、始業時の確認だけでは不十分である。作業中のチェックも必要であるので、再度修正を検討してもらいたい。
- ・ また、図6の農場ルールの設定については、佐久間委員のご意見のとおり、「リスクの低いものに関しても、対策は必要」というところはそのとおり。しかし、「リスクが高いものに対する取組」のうち、刃物に関するリスク・対策についての検討が不十分であり、ルール化も行われていない。また、「対策方法の検証がない」という点も気になっている。

(事務局)

- ・ 宮原委員から指摘のあった8-4の刃物の混入の対策の記載内容については、再度検討したい。
- ・ 図6については、現行の指導マニュアルでも図示されているが、図が不明瞭で読めないため、図の差し替えを検討した結果、現在の図6を提示しているところ。この図の趣旨は、リスク検討の結果をいかにルール設定につなげるのかということであるが、検証の部分までは対象としていない。
- ・ また、図6と図4（食品安全分野のリスク管理の手順の例）との関係がわかりづらいということであれば、図の順番を入れ替えたい。

(藤井委員)

- ・ 対策の検証は重要。GAPの指導をしていると、使っている機械が変わっているのにルールが古いままだったりして、見直しができていない農場が多い。例えば、図6の表に日付と人の名前を足して、収穫作業時のルールというところに、日付と管理責任者を入れて、これをもとに検証ができますよ、と整理するのはどうか。

(事務局)

- ・ A. 解説にある「⑤対策の検証・見直し」のところに、例えば、日付や管理責任者なども記録して、いつまでも古いルールのままやらずに、検証を行うことが大事だというように加筆するのはどうか。

(村永委員)

- ・ この番号の解説は文章量が多いので、重要なところがパッと見て分かるように箇条書きにしてもらえるとありがたい。例えば、生産工程を変更した場合、新しい機械・施設を導入したなど環境に変化があった場合、と記載されているが、これを箇条書きにして目立つようにしてもらいたい。

(荻野委員)

- ・ 検証に関する部分については、ガイドライン解説書にも詳しく書いてあるので、こちらに合わせるか、併せて確認してもらいたいような形でもよいのではないかと。

(事務局)

- ・ 記載の見せ方については、検討したい。「対策方法の検証」に関する結論としては、図6に加えるのではなく、本文において箇条書き等で整理することとして、図6については、現行修正案のとおりとさせていただきたい。
- ・ 今後については、第1回及び第2回の検討会で審議した取組事項について、省内調整を行った上で修正案を作成し、委員の皆様と調整させていただきたい。年度内には、改訂版の公表を目指したいと考えているので、引き続きご協力をお願いしたい。本日は長時間にわたりご議論いただき、感謝申し上げます。